

議発第8号

「核兵器廃絶に向けた建設的な議論を求める意見書」の提出について

掛川市議会は、地方自治法第99条の規定により、「衆議院議長」「参議院議長」「内閣総理大臣」「総務大臣」「外務大臣」に対し、「核兵器廃絶に向けた建設的な議論を求める意見書」を裏面のとおりに提出する。

令和3年10月1日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均
石川紀子
大井正
富田まゆみ
嶺岡慎悟
寺田幸弘
山本行男

安田彰
鷺山記世
山田浩司
勝川志保子
藤澤恭子
山本裕三
草賀章吉

橋本勝弘
高橋篤仁
藤原正光
松浦昌巳
鈴木久裕
窪野愛子
二村禮一

核兵器廃絶に向けた建設的な議論を求める意見書

広島、長崎への原爆投下から76年が経過した。

2017年9月20日の国連で調印された核兵器禁止条約は、2020年10月に発効に必要な50か国の批准に達したため、2021年1月22日に発効となった。

しかし、この条約については、アメリカ、ロシア、中国など国連常任理事国を含む核保有国が批准していない等の理由により我が国は条約へは署名・批准をしていない。

一方で、我が国は、第二次世界大戦において、広島、長崎で核兵器の悲惨な経験をした唯一の戦争被爆国であり、県内でも第五福竜丸が核実験の被害を受けるという経験をしており、核のない平和な世界を望む声は、他国以上のものがある。

そのような中で、我が国は、核兵器廃絶に向けた現実的な歩みを進めるためにイニシアチブを取ることが、国内外から期待されているのであり、その責任は極めて重いものとする。

よって国においては、米中関係の緊迫など国際情勢が混迷する中で、自らの責務をより重く受け止め、核兵器廃絶に向けた建設的な議論を進め、全力を尽くすことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月1日

静岡県掛川市議会